

## 【地域の概要】

- 各務原市の南西部、新境川の西側に位置し、約152.5haの耕地面積がある
- 中心経営体は9者おり、約26.3haを耕作している
- 東西に細長く農地が存在しているため、集約が難しい地域がある

## ①取組開始前の状況や課題

同地区で耕作する担い手（認定農業者）の農業委員から、昨年利用権設定した農地所有者の他の農地が遊休化しており、耕作したい旨の相談があった。

## 課題

- 相続登記がなされず、また、相続人が遠方に居住しており定期的な管理が難しい。
- 昨年も同地の利用権設定を検討したが、農機の乗入口がないこと、雑草・雑木を伐根する必要があることから、見送りとなっていた。



遊休農地の状況

## ②取組内容

## 補助事業の活用（令和5年12月）

○抜根費用がネックとなっていたため農地中間管理機構と補助事業活用を検討し、国の「遊休農地解消緊急対策事業」の活用を決定。

## 所有者への意向確認（令和5年12月）

○補助事業の要件が農地中間管理機構による10年以上の貸付であるため、所有者へ説明・意向確認し、承諾を取り付けた。

○意向確認の過程で、隣接する遊休農地の所有者が親族と判明し、横展開できた結果、3筆・1,686㎡の遊休農地解消ができた。

## 農地の利便性向上（令和6年2月）

○同一所有者の隣接する農地2筆について、地区の農業委員・推進委員が所有者の同意を得て畔を撤去し大区画化し、利便性を向上させた。

## ③今後の展開と方向性

## 遊休農地緊急対策事業の周知

○農地中間管理機構と連携することで比較的簡易に活用できる同事業を、農業委員、推進委員、担い手に周知し、遊休農地の解消及び集積、集約化を目指していく。



再生後の農地の状況